

2 9 島 監 第 3 9 号

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

島 原 市 議 会 議 長 本 多 秀 樹 様

島 原 市 長 古 川 隆 三 郎 様

島原市教育委員会教育長 森 本 和 孝 様

島原市監査委員 山 崎 黄 洋

島原市監査委員 本 田 順 也

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年度の定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

平成 2 9 年度

定期監査結果報告書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種別	1
2. 監査のテーマ	1
3. 監査の期間	1
4. 監査の方法	2
5. 監査の主な着眼点	2
6. 行政財産の目的外使用許可及び貸し付けの概要	
(1) 地方自治法に規定する行政財産	2
(2) 行政財産の目的外使用許可	3
(3) 行政財産の貸し付け	3
7. 目的外使用許可の状況	4
8. 貸し付けの状況	7
9. 監査の結果	
【総務課】	8
【契約管財課】	8
【市民安全課】	9
【環境課】	9
【保険健康課】	10
【産業政策課】	11
【しまばらブランド営業課】	11
【農林水産課】	12
【しまばら観光おもてなし課】	12
【道路課】	13
【都市整備課】	14
【有明支所】	15
【教育総務課】	16
【社会教育課】	17
【スポーツ課】	18
【水道課】	19
10. むすび	20

1. 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2. 監査のテーマ

平成 28 年度における行政財産の目的外使用許可及び貸し付けの事務の執行について

3. 監査の期間

所管課名	書類監査の期間	現地確認日	実地監査日	講評日
総務課	自 平成 29 年 10 月 5 日 至 平成 29 年 10 月 11 日	平成 29 年 10 月 27 日		平成 30 年 2 月 13 日
契約管財課	自 平成 29 年 10 月 12 日 至 平成 29 年 10 月 16 日			
市民安全課	自 平成 29 年 10 月 17 日 至 平成 29 年 10 月 19 日			
環境課	自 平成 29 年 10 月 20 日 至 平成 29 年 10 月 24 日			
保険健康課	自 平成 29 年 10 月 25 日 至 平成 29 年 10 月 27 日			
産業政策課	自 平成 29 年 10 月 30 日 至 平成 29 年 11 月 1 日	平成 29 年 11 月 15 日		
しまばらプラント 営業課	自 平成 29 年 11 月 2 日 至 平成 29 年 11 月 6 日			
農林水産課	自 平成 29 年 11 月 7 日 至 平成 29 年 11 月 10 日			
しまばら観光 おもてなし課	自 平成 29 年 11 月 13 日 至 平成 29 年 11 月 16 日			
道路課	自 平成 29 年 11 月 17 日 至 平成 29 年 11 月 21 日			
都市整備課	自 平成 29 年 11 月 22 日 至 平成 29 年 11 月 27 日	平成 29 年 12 月 15 日		
有明支所	自 平成 29 年 11 月 28 日 至 平成 29 年 11 月 30 日		平成 30 年 1 月 16 日	
教育総務課	自 平成 29 年 12 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 5 日	平成 29 年 12 月 27 日		
社会教育課	自 平成 29 年 12 月 6 日 至 平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年 12 月 15 日		
スポーツ課	自 平成 29 年 12 月 11 日 至 平成 29 年 12 月 14 日			
水道課	自 平成 29 年 12 月 15 日 至 平成 29 年 12 月 19 日			

4. 監査の方法

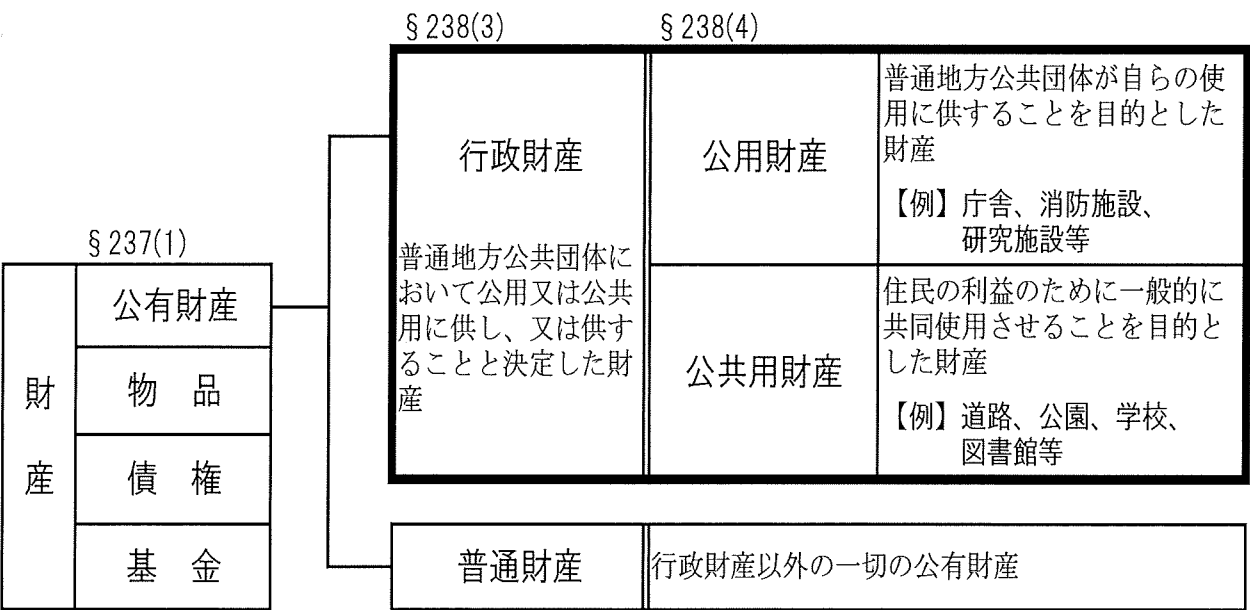
事前に作成依頼した監査資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき適正に執行されているか調査した。また、必要に応じて、関係職員に質問し回答又は説明を求め、現地における確認作業を行った。

5. 監査の主な着眼点

- (ア) 目的外使用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (イ) 目的外使用許可の使用料等の算定及び徴収は適正に行われているか。
- (ウ) 目的外使用許可の使用料等の減免の手続きは適正に行われているか。
- (エ) 行政財産本来の用途又は目的を妨げていないか。
- (オ) 目的外使用許可及び貸付契約の条件は遵守されているか。

6. 行政財産の目的外使用許可及び貸し付けの概要

(1) 地方自治法に規定する行政財産



(2) 行政財産の目的外使用許可

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、これを貸し付け、交換、売り払い等が原則的に禁止されているが、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとされている（地方自治法第 238 条の 4 第 1 項及び第 7 項）。また、その際の使用料については、地方自治法第 225 条により徴収することができると定められている。

本市では、使用の許可手続きについては島原市有財産規則第 18 条各号のいずれかに該当する場合において許可することができ、使用料については島原市行政財産使用料条例において定められている。

(3) 行政財産の貸し付け

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができるとされている（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項）。

本市では、行政財産の貸し付けの手続き等については、島原市有財産規則第 24 条で定められている。

目的外使用許可と貸し付けの違いの主な点は、使用許可が地方自治法上の許可という行政処分としての性質を有するのに対して、貸し付けは民法上の契約としての性質を有していることである。

7. 目的外使用許可の状況

監査を実施した結果、行政財産の目的外使用許可の件数は135件で、その内訳は以下のとおりである。

①平成28年度における目的外使用許可の件数

ア. 土地	113 件
イ. 建物	19 件
ウ. 土地及び建物	3 件

②用途別の使用許可件数

ア. 電柱・電話柱等	25 件 (549 本)
イ. 自動販売機	27 件 (43 台)
ウ. 郵便差出箱・公衆電話	2 件
エ. 事務室等	12 件
オ. その他	69 件

※1件の使用許可で複数の財産を許可している場合は、主要な用途で集計している。

③使用者別の使用許可件数

ア. 公共団体	6 件
イ. 公共的団体	33 件
ウ. 公益事業者	79 件
エ. 民間企業	13 件
オ. 個人	3 件
カ. その他	1 件

※公共的団体…農業協同組合、商工会議所、社会福祉協議会、青年団などの公共的な活動を行う団体

※公益事業者…鉄道、電信電話、ガス、水道など日常生活に不可欠のサービスを提供する事業者

④基準別の許可件数（島原市有財産規則第18条に定めるもの）（単位：件）

使用許可の基準	土地	建物	土地及び建物	計
(1) その行政財産を利用する者のための厚生施設等の設置				
(2) 公共目的のための講演会、研究会等の一時使用				
(3) 水道、電気、ガス等の公益事業の用に供するとき	71	4		75
(4) 緊急事態の発生により応急施設としての一時使用				
(5) 国、地方公共団体、公共的団体等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき	6	11	3	20
(6) その他特に市長が必要と認めるとき	36	4		40
計	113	19	3	135

⑤-1 使用料の徴収状況

(単位：件、円)

区 分		土 地	建 物	土地及び 建 物	計	使用料
減 免 な し		81	1		82	459,343
減免あり	一部減額		4	1	5	5,759,320
	免 除	32	14	2	48	0
計		113	19	3	135	6,218,663

⑤-2 使用料の使用者別の減免状況

(単位：件)

減免状況	区 分	公共団体	公共的団体	公益事業者	民間企業	個 人	その他	計
100%	土 地	4	16	6	5	1		32
	建 物	1	11	1			1	14
	土地及び建物		2					2
70%	土 地							
	建 物	1						1
50%	土 地							
	建 物		3					3
40%	土 地							
	建 物							
	土地及び建物		1					1
0%	土 地			72	7	2		81
	建 物				1			1
計		6	33	79	13	3	1	135

⑤-3 使用料の用途別の減免状況

(単位：件)

用 途	減 免 状 況					計
	100%	70%	50%	40%	0%	
電柱・電話柱	2				23	25
自動販売機	24				3	27
郵便差出箱 公衆電話					2	2
A T M					2	2
事務室等	7	1	3	1		12
その他	15				52	67
計	48	1	3	1	82	135

⑤-4 使用料の減免理由

ア. 国、地方公共団体又は公共的団体において、
 公用若しくは公共用に使用するとき 16 件
 イ. 公益事業の用に供するとき 3 件
 ウ. その他特別の理由 34 件

⑥光熱水費の徴収状況

ア. 全額徴収 9 件
 イ. 一部徴収 2 件
 ウ. 全額免除している 6 件
 エ. 徴収なし(光熱水費が発生していない等) 118 件

⑦目的外使用許可の手続きがなされていなかったもの

施 設 名	使用目的	数 量	所管課
有明の森フラワー公園 ふるさと物産館	自動販売機	3	しまばらブランド営業課
有明の森フラワー公園 ふるさと物産館別館	自動販売機	1	
島原温泉ゆとろぎの湯 温浴施設	売 店	1	しまばら観光おもてなし課
	自動販売機	5	
花の丘団地	郵便差出箱	1	都市整備課
有明総合文化会館	自動販売機	1	社会教育課
有明公民館	公衆電話機	1	
島原復興アリーナ	自動販売機	1	スポーツ課
	クレーンゲーム機	1	
有明プール	自動販売機	2	

8. 貸し付けの状況

行政財産の貸し付けの件数は3件で、その内訳は以下のとおりである。

ただし、その3件はすべて旧有明町において契約がなされていたものが、現在まで引継がれてきたものである。

施 設 名	相手方	使用目的	数量	貸付料	光熱水費 (円:月額)	所管課
有明庁舎	公共的団体	自動販売機	1	免 除	1,930	有明支所
島原市有明農業者 トレーニングセンター	公共的団体	自動販売機	1	免 除	1,930	産業政策課
有明公民館	公共的団体	自動販売機	1	免 除	1,930	社会教育課

9. 監査の結果

各部署における監査の結果は以下のとおりである。

【総務課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第13条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④市有財産使用許可申請書が、同規則に定める様式となっていないものがある。
- ⑤市有財産使用許可書が、同規則に定める様式となっていないものがある。
- ⑥市有財産使用許可書において、使用料の欄が「後日通知」と記載し許可されており、許可書の交付から1ヶ月以上経過した後、納入通知書が送付されている。使用料の金額についても許可の重要な要件の一つであるので、許可書に明記のうえ、納入通知書も許可書と併せて送付されたい。
- ⑦使用料の調定決議書の起票日が、使用許可の許可日となっていない。
- ⑧市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が押されていないものがある。
- ⑨建物の使用許可に係る使用料の算定において、土地の使用料のみで請求されており、建物の使用料が加算されていないものがある。

【契約管財課】

- ①調定決議書において、起票日が使用許可日となっていないものがあつた。
- ②市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が押されていないものがある。

【市民安全課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第13条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める収受印が押されていない。
- ⑤使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ⑥平成28年1月29日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成28年4月1日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いします。
- ⑦自動販売機の使用許可において、島原市行政財産使用料条例第6条に定める、使用者が負担すべき必要経費（電気料金）が徴収されていない。
- ⑧市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第18条により「3か月」である。

【環境課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第13条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。

- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていないものがある。
- ⑤平成 28 年 2 月 10 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 28 年 4 月 1 日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をされるようお願いする。
- ⑥本件は、電柱の支線に係る使用許可で使用料を 100 円徴収しているが、他の部署では電柱の支線に係る使用料を免除しているところもある。公平性の観点から、全庁的に統一された事務処理をされるよう、再度検討されたい。
- ⑦市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。

【保険健康課】

- ①使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ②同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ③使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていないものがある。
- ⑤納入通知書において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に定める納期限が記載されていない。
- ⑥目的外使用許可をしている財産の市有財産台帳において、島原市有財産規則第 9 条に定める市有財産の現状（使用許可の相手方の名称、期間、面積等）が記載されていない。
- ⑦有明保健センター駐車場敷地については、契約管財課の市有財産台帳によれば、

社会教育課の有明総合文化会館敷地となっている。所管換えを行ったのであれば、速やかに島原市有財産規則に則った事務処理をされたい。

- ⑧市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第18条により「3 か月」である。

【産業政策課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ③市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が押されていないものがある。
- ④市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第18条により「3 か月」である。
- ⑤納入通知書において、地方自治法施行令第154条第3項に定める納期限が記載されていない。
- ⑥収納簿において、収納された日付の誤記載があった。
- ⑦自動販売機の電気代金の請求において、電気メーターの検針日から納入通知書の送付まで50日程度要しているものがあった。早めの事務処理をお願いする。
- ⑧島原市有明農業者トレーニングセンターに置かれている自動販売機については、相手方との間で設置についての契約が交わされているが、本来は行政財産の目的外使用許可に該当するものと思われる。手続きの見直しを検討されたい。

【しまばらブランド営業課】

- ①有明の森フラワー公園ふるさと物産館及び物産館別館に設置してあった自動販売機について、当該使用許可の手続きがされていない。適切な事務処理をされたい。

【農林水産課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第13条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める收受印が押されていない。
- ⑤平成28年度収納金通知書が、所在不明ということで提出されていない。適切な書類管理をされたい。

【しまばら観光おもてなし課】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第13条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④平成28年2月29日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成28年5月16日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いします。
- ⑤市有財産使用許可書において、行政不服審査法第82条に定める行政処分に関し国民が行政庁に不服申立てができる旨の教示がされていない。
- ⑥同許可書において、島原市有財産規則第19条第2項に定める様式が使用されていない。
- ⑦市有財産使用許可申請書において、島原市有財産規則第19条第1項に定める様

式が使用されていない。

⑧同申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていない。

⑨島原市財務規則第 44 条第 2 号に定める、収納簿が整備されていない。

⑩島原温泉ゆとろぎの湯の温浴施設内に設置してある売店及び自動販売機については、島原市有財産規則第 18 条に定める行政財産の目的外使用許可の手続きがなされていない。適正な事務処理をされたい。

【道路課】

①島原市有財産規則第 9 条第 2 項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。

②使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。

③同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。

④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていない。

⑤起案文書においては、島原市文書管理規程第 16 条に定める回議用紙を使用されたい。

⑥市有財産使用許可申請書が、島原市有財産規則第 19 条第 1 項に定める様式となっていない。

⑦市有財産使用許可書が、島原市有財産規則第 19 条第 2 項に定める様式となっていない。

⑧使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。

⑨市有財産使用許可書において、行政不服審査法第 82 条に定める行政処分に関し

国民が行政庁に不服申立てができる旨の教示がされていない。

- ⑩納入通知書において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に定める納期限が記載されていない。

【都市整備課】

- ①島原市有財産規則第 9 条第 2 項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める收受印が押されていない。
- ⑤平成 28 年 2 月 26 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 28 年 4 月 1 日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いします。
- ⑥市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。
- ⑦市有財産使用許可申請書において、島原市有財産規則第 19 条第 1 項に定める様式が使用されていない。
- ⑧島原市財務規則第 44 条第 2 号に定める、収納簿が整備されていない。
- ⑨起案文書においては、島原市文書管理規程第 16 条に定める回議用紙を使用されたい。
- ⑩使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ⑪花の丘団地内に設置してある郵便差出箱については、島原市有財産規則第 19 条

に定める行政財産の目的外使用許可の手続きがなされていない。適正な事務処理をされたい。

【有明支所】

- ①島原市有財産規則第9条第2項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②同規則第32条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ③市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第11条第1項に定める収受印が押されていない。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市有財産規則第19条第1項に定める様式が使用されていない。
- ⑤市有財産使用許可書において、行政処分に関し国民が行政庁に不服申立てができる旨の教示がされていない。
- ⑥市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第18条により「3か月」である。
- ⑦使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ⑧調定決議書において、起票日が使用許可日となっていない。
- ⑨使用料の徴収について、電気料等の必要経費に含めて雑入で徴収されているが、使用料として電気料等とは分けて徴収すべきである。
- ⑩平成28年4月1日に許可されたものに係る調定決議書が4月22日にされている。速やかな事務処理をされたい。
- ⑪有明庁舎に置かれている自動販売機については、相手方との間で設置についての契約が交わされているが、本来は行政財産の目的外使用許可に該当するものと思われる。手続きの見直しを検討されたい。

⑫有明庁舎別館の使用について、申請者が当別館において公益事業を行っているといえるのか検討をお願いしたい。

また、当別館の現況においては、公用若しくは公共用に供されていないことや使用許可が 10 年以上継続していることから、行政財産の使用許可としてではなく、普通財産の貸し付けとして処理すべきと思われる。この点についても併せて検討をお願いしたい。

⑬使用許可については、明確な減免基準もなく、使用料の見直し等も行なわれていない。その都度、状況に応じた見直しを行うべきである。

⑭有明庁舎別館（有明公民館前）の使用許可について、使用料も共益費も免除になっているため検討をお願いしたい。

【教育総務課】

①島原市有財産規則第 9 条第 2 項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。

②使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。

③同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。

④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていない。

⑤市有財産使用許可申請書において、島原市有財産規則第 19 条第 1 項に定める様式が使用されていない。

⑥使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。

⑦市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。

⑧納入通知書において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に定める納期限が記載さ

れていない。

- ⑨平成 28 年 2 月 25 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 28 年 4 月 1 日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いします。

【社会教育課】

- ①島原市有財産規則第 9 条第 2 項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④市有財産使用許可申請書において、島原市文書管理規程第 11 条第 1 項に定める収受印が押されていない。
- ⑤使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ⑥平成 28 年 2 月 16 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 28 年 4 月 1 日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いします。
- ⑦第 1 種電話柱の使用料について 500 円を徴収されているが、平成 27 年 4 月 1 日島原市道路占用料条例の改正により 390 円である。
- ⑧市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。
- ⑨平成 28 年度における市有財産使用許可にかかる決裁文書等（4 件分）が、所在不明ということで提出されていない。適切な書類管理をされたい。
- ⑩有明総合文化会館に設置してある自動販売機及び有明公民館に設置してある公

衆電話機については、島原市有財産規則第 19 条に定める行政財産の目的外使用許可の手続きがなされていない。適正な事務処理をされたい。

- ⑪有明公民館に置かれている自動販売機については、相手方との間で設置についての契約が交わされているが、本来は行政財産の目的外使用許可に該当するものと思われる。手続きの見直しを検討されたい。

【スポーツ課】

- ①島原市有財産規則第 9 条第 2 項に定める市有財産台帳が、所管課において整備されていない。
- ②使用許可の伺い文書において、同規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ③同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ④使用料については島原市行政財産使用料条例により徴収するのが原則であるので、使用料を免除とするものについては、免除とするその具体的な理由や根拠を決裁文書に明記されたい。
- ⑤市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。
- ⑥市有財産使用許可書において、使用期間が平成 28 年 4 月 1 日からとなっているものについての許可日が平成 28 年 3 月 29 日でされているが、会計年度独立の原則から平成 28 年 4 月 1 日すべきである。
- ⑦平成 28 年 2 月 26 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 29 年 1 月 13 日になされている。速やかな事務処理をお願いする。
- ⑧島原市行政財産使用料条例に定める使用料について、納入通知書が発送されていないため徴収されていないものが 3 件あった。
- ⑨島原復興アリーナの自動販売機 1 台及びクレーンゲーム機 1 台、有明プールの自動販売機 2 台においては、島原市有財産規則第 19 条に定める行政財産の目的外使用許可の手続きがされていない。適正な事務処理をされたい。

- ⑩れいなん会館の駐車場の使用許可については、島原市行政財産使用料条例第 8 条の規定により免除しているとのことであるが、免除が適正であるのか、他の施設との整合性も踏まえ再度検討されたい。

【水道課】

- ①使用許可の伺い文書において、島原市有財産規則第 13 条に定める総務部長及び契約管財課長への合議がなされていない。
- ②同規則第 32 条に定める市有財産使用許可調書が、契約管財課長に提出されていない。
- ③平成 28 年 2 月 12 日に提出された申請書について、使用許可の起案が平成 28 年 4 月 1 日になされている。書類審査に一定の日数は必要であろうが、速やかな事務処理をお願いする。
- ④使用料について、電柱・電話柱の支柱 1 本につき 39 円徴収されているが、他の部署では支柱に係る使用料を免除しているところもある。公平性の観点から、全庁的に統一された事務処理をされるよう、再度検討されたい。
- ⑤市有財産使用許可書において、不服申立てができる期間は行政不服審査法第 18 条により「3 か月」である。
- ⑥市有財産使用許可申請書において、島原市有財産規則第 19 条第 1 項に定める様式が使用されていない。
- ⑦納入通知書において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に定める納期限が記載されていない。
- ⑧目的外使用許可をしている財産の固定資産台帳において、島原市有財産規則第 9 条に定める市有財産の現状（使用許可の相手方の名称、期間、面積等）が記載されていない。
- ⑨収納簿において、納入通知書の発送された日付の誤記載があった。

10. むすび

行政財産の目的外使用許可及び貸し付けの状況と各所管課への指摘事項は、前述のとおりであるが、許可手続き、使用料の算定、減免、徴収、光熱水費の負担等について、それぞれに検討・改善等を要する事項が認められた。今後の事務執行に当たっては、十分留意されたい。

以下、全庁的に感じたことを述べる。

①適正な財産管理について

島原市有財産規則第14条では、財産管理者は市有財産の現況を調査し、善良な管理に努め、必要があるときは適切な措置を講じなければならないとされている。しかしながら、許可の手続きをしないまま使用させているものや、減免等の確認することなく許可の更新が単に繰り返されているもの等、管理財産の現況調査がほとんど為されていない状況のものが多く見受けられた。所管課においては、規則どおりに市有財産台帳を備え、現況の調査確認を適正に行っていただきたい。

②使用料の減免理由・根拠の明確化について

行政財産の目的外使用許可の使用料については、島原市行政財産使用料条例第8条において減額又は免除ができるとされているが、減免にあたって決裁文書にその理由・根拠が記載されていないものが見受けられた。使用料は徴収するのが原則であるので、減免とする場合は決裁文書において、その理由・根拠を明確にするべきである。

③使用料の減免基準の策定について

今回の監査により減免の実績を見ると、そのほとんどが全額免除であり、一部減額の適用は少数であった。その減額率については、所管課において自ら設定されているが、根拠の説明に乏しい状況となっており、また、その適用に他との整合性がとれないといった問題も生じている。島原市行政財産使用料条例第8条では「～減額し、又は免除することができる。」とだけあり、具体的な判断基準は示されていない。わかり易い減免基準の策定をするべきと考える。

今回は、行政財産の目的外使用許可及び貸し付けについてということで、極めて限られた範囲の監査であったこともあり、概ね問題点も少なかったように思える。ただ、監査を通して感じたことは、市有財産の管理に対する意識の問題という点である。使用許可の手続き等が、現況の確認や把握が為されないままに漫然と行われていると言わざるを得ない状況であり、これは市有財産の運用管理に対する姿勢全般が問われるところでもある。

今後の市政を考えれば、市有財産の管理については、その有効な活用や管理コストの削減といった効率化が必然的に求められる。そうした点を踏まえ、業務全般について言えることでもあるが、常に問題意識を持ち、改革の視点を持って業務に努めていただきたい。

